

令和五年度政策提言（要望）

一般社団法人日本郷友連盟

国連の常任理事国であるロシアがウクライナ侵攻を開始してから一年八ヶ月が過ぎました。親口政権樹立を目論んだとみられるプーチン大統領の武力侵攻当初の思惑は、ウクライナの激しい抵抗により早期に打ち砕かれました。反撃に出たウクライナ軍とロシア軍との間で今なお激しい戦闘が続き、戦争は泥沼化しています。この間、一方的に攻撃を受けるウクライナ国民の悲惨な状況を思うと一時も早く戦いが止むことを願うものでありますが、多くの国民の命を失った両国指導者にとって、自国民を納得させ得る停戦案を見出すのは至難のことでしょう。一度始まった戦争を収めることの難しさを痛感せざるをえません。

こうした中、十月七日にパレスティナのガザ地区を実効支配するイスラム組織ハマスによる大規模攻撃により始まったハマスとイスラエルの戦いは、ハマスを支援するイラン、イスラエルの同盟国米国などを巻き込む様相を見せており、世界情勢はますます混沌としてきています。米国をはじめとする西側諸国は、ロシア・ウクライナ戦争とハマス・イスラエル戦争の二正面に対応しなければならない事態に直面しており、権威主義的諸国と民主主義諸国との対立の構図に各国の抱える経済問題などが複雑にからみあう先行き不透明な世界情勢となっています。

わが国周辺に目を転ずると、力（軍事力）を信奉し核兵器を保有する権威主義かつ独裁的な中露鮮三か国がわが国に隣接しており、わが国は発射後数十分以内に到達するミサイルの脅威に晒されています。ミサイルや無人機による攻撃を現に受けているウクライナやイスラエル等のような悲惨な状況がわが国に降りかかってくることも考えておかなければなりません。近年の三カ国の動勢を見ると、力を信奉する覇権主義的な言動をあらわにしています。民主主義国家の尺度では計り知れない独裁的な意志決定システムを持つ国の野望を抑止するには、あらゆる事態に備えることにより隙を見せないことの重要性を再認識させられます。

わが国は、昨年、防衛三文書を閣議決定し、長年GDP-%前後で推移してきた防衛費を、日本郷友連盟がこれまで提言してきた二%程度まで引き上げる決定がなされました。これにより、現下の情勢に対応する防衛力の強化、安全保障態勢の構築に一步踏み出したことは大いに評価できることです。自由民主党

の国会議員皆様はじめ関係者に感謝いたします。

引き続き、多次元に亘るハイブリッドな戦いへの備えを早期に構築し、維持するために必要な防衛力強化を継続していただくとともに、いかなる事態に追い込まれても「自分の国は自分で守る」という国民の強い意志を育むための施策にも、より一層、力を入れて頂きたいと思慮するところです。

以上の観点から、以下、令和六年度の予算・税制に関する懇談会の席をお借りして、提言（要望）を述べさせていただきます。令和六年度予算、税制の審議にあたり、本提案の趣旨をご理解頂き、現下の緊迫した情勢に適応した安全保障・防衛関連予算等検討の参考にさせていただければ幸甚です。

一 多次元かつハイブリッドな戦いに対応した防衛力の強化

（一）既存防衛力（陸、海、空防衛力）の強化

継戦能力（弾薬・燃料の備蓄等）、強靱性・機動性・抗耐性、スタンドオフ能力、インテリジェンス化（情報の優越と迅速対応）等

（二）陸海空の既存領域に宇宙、サイバー、電磁波領域を加えた多次元の複合脅威に実効性をもって対応できる防衛力の強化

（三）三正面（中、露、鮮）からの脅威へのそれぞれの特性に応じた抑止（対処）体制の保持

（四）各部隊レベルでの実践的な訓練・演習の更なる推進による即応態勢の保持

（五）退職自衛官の予備役編入、後退装備品の長期保管等による、予備戦力の確保

（六）自衛官の処遇改善政策の推進と戦死者の慰霊・顕彰の制度化等による士気の維持・高揚

（七）国内防衛産業基盤の維持強化及び防衛装備品輸出の拡大・促進（「防衛生産基盤強化法」及び「防衛装備移転三原則」の適切な運用）

（八）官産学一体、中長期的視野に立った防衛技術優位の確保並びに防衛技術及び軍事転用可能技術保全の一層の強化

（九）日米安保体制の継続した強化努力と民主主義の価値観を共有する諸外国等との連携

（十）日米台政府間の安全保障対話及び台湾との連携に必要な法整備等

二 平時（グレーゾーン）における認知領域に係わる戦いへの対応能力強化

（一）情報戦、心理戦等への対処に関して官・学・民、省庁間の役割を統制・調整する中央組織の保持

(二) 防衛力としてのサイバー戦等組織と官・学・民の関係組織等との連携システムの構築

(三) わが国の立場に立った正しい歴史認識の普及・教育、領土問題、有事国民保護等に関する国民の関心の喚起

(四) 防衛施設、重要インフラ（発電、水源等）周辺の土地利用制限等に関する法整備

(五) テロ、ゲリラ攻撃、ミサイル攻撃等の突発的事態における重要インフラ防護

(六) 有事真に実効性ある民間防衛体制の整備、国民保護施設の整備

(七) 同盟、友好諸国等と連携した平時からの情報収集体制の確保

三 国防なき憲法の改正と安全保障関連政策の見直し等

(一) 自らの安全と生存を諸国民に委ね、国防に関する具体的記述が皆無の現行憲法を改め、主権者である国民自らが国を守ることを明記した憲法とする。

(二) 国防政策の基本の見直し

・「専守防衛」 …多次元での戦いが常態となった今日、軍事的に非現実的であり、反撃能力の保持等を含め現実的な政策への転換

・「軍事大国にならない」 …軍事大国の明確な定義はなく、他国に誤ったシグナルを送る恐れのあることから削除

・「文民統制の確保」 …民主主義国家共通の理念であり、敢えて基本政策とする必要はなく、文官統制と誤解されないように削除

・「非核三原則」 …まず、核保有三か国に隣接するわが国に現実を直視して様々な観点からの論議を始め、現実的な核戦略（政策）への転換

(三) 教育界における安全保障・軍事に対する偏見の除去と国民の国防意識の向上の観点からの教育政策の見直し

(四) 公共施設・インフラ整備、環境保護、文化財保護等の政策策定にあたっての安全保障面からの調整・審査の制度化

(五) 自衛隊の国軍化、自衛官の軍人としての身分の保持についての検討、ポジティブ方式の防衛関係法令の見直し等

本提言は、令和五年十月自由民主党本部で行われた予算・税制に関する懇談会（安全保障関連団体）において、提示・説明したものである。